

「新成熟社会」形成に向けた政策プラットフォーム

国土形成計画の策定の推進

成熟型の国土形成を目指して、国土総合開発法から国土形成計画法へと改正され、全国計画と広域地方計画の二層からなる計画体系に再編されました。全国計画は、平成19年中頃の策定に向けて、国土審議会において検討が進められています。また、広域地方計画は全国計画を受け、各圏域において、国の地方行政機関と都府県・政令市・経済界等が一体となって検討を進めていきます。(全国計画の決定後、1年後を目途に策定)

現状と課題

国土政策上の様々な課題

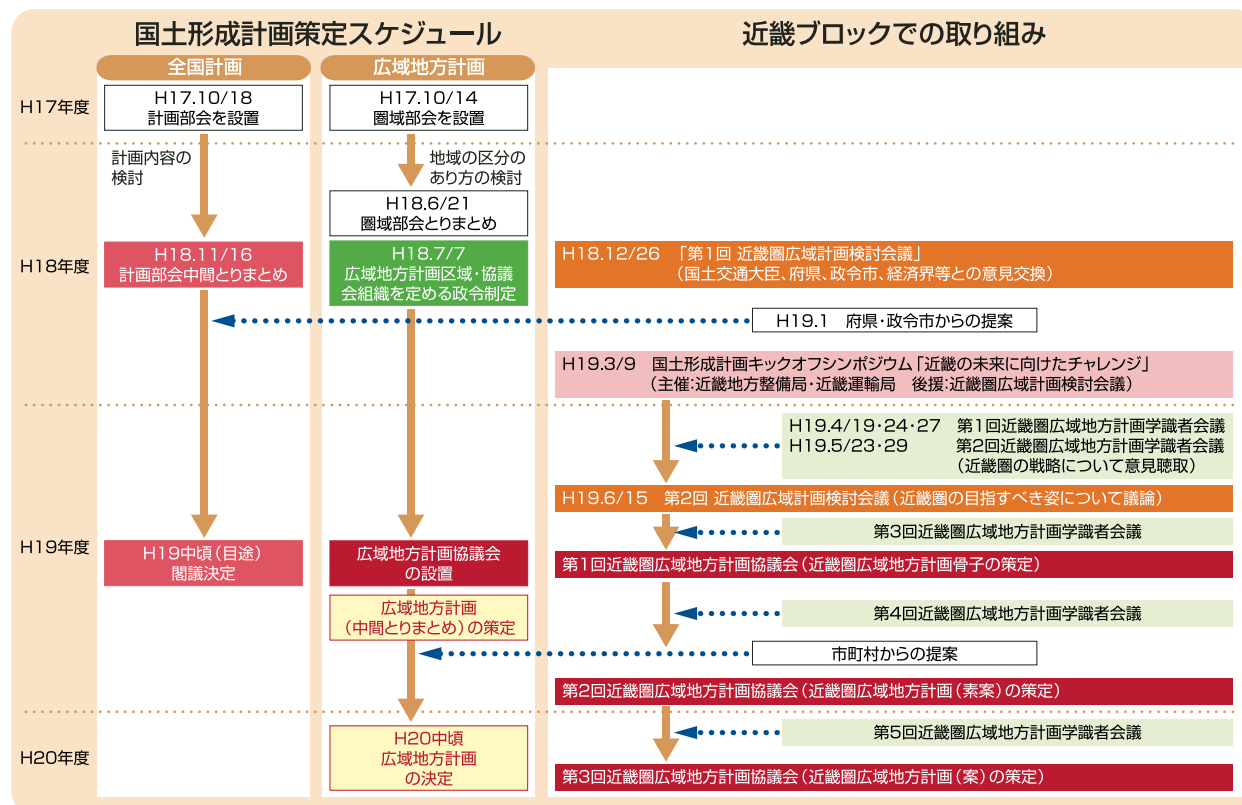
- 本格的な人口減少社会の到来による国民の間の不安・不透明感
- 地方での中心市街地の空洞化、過疎の深刻化
- 東アジア経済圏が急速に台頭し、東アジア諸国との緊密な連携が必要

国土の質の向上、国民生活の安全・安心・安定の実現を目指す
成熟社会にふさわしい国土ビジョンの提示

国土形成計画に盛り込むべき計画事項

- ①土地、水、その他の国土資源の利用及び保全
- ②海域の利用及び保全
(排他的経済水域及び大陸棚に関する事項を含む)
- ③震災、水害、風害、その他の災害の防除及び軽減
- ④都市及び農山漁村の規模及び配置の調整並びに整備
- ⑤産業の適正な立地
- ⑥交通施設、情報通信施設、科学技術に係る研究施設その他の重要な公共施設の利用、整備及び保全
- ⑦文化、厚生及び観光に関する資源の保護並びに施設の利用及び整備
- ⑧国土における良好な環境の創出、その他の環境の保全及び良好な環境の形成

国土形成計画策定スケジュール(近畿ブロックでの取り組み)



公共工事の品質確保や入札契約の適正化

近畿地整における取り組み

近畿地方整備局では、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保に関する法律」に基づき、公共工事の品質の確保及び入札・契約手続きにおける透明性・客観性の確保に努めてきたところですが、当整備局発注工事においても、低入札受注が急増し、公共工事の品質確保への影響、下請け業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等が懸念されています。このような状況や頻発する談合問題に対処するため、政府は平成18年5月23日、「公共工事の入札契約適正化法に基づく入札契約適正化指針」の改正を閣議決定。さらに平成18年12月8日、「緊急公共工事品質確保対策」が出され、当整備局においても、発注者として取り組むべき強化対策について実施するとともに一般競争入札の拡大、総合評価入札の拡充を図っていきます。

一般競争入札の拡大

- 原則として、一般競争入札とする。

総合評価方式の拡充

- 一般競争入札を適用する工事は、原則として総合評価方式を採用する。

ダンピング対策

- 受注者側の施工管理体制の強化及び下請け業者への適正な支払い確認等のための立ち入り調査の強化等

地方自治体への支援

- 府県に対して総合評価型入札方式の取り組み強化を促すとともに、市町村に対する指導の強化を要請する等

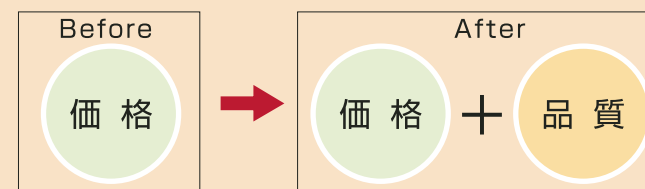
調査・設計等業務委託に係わる取り組み

- 総合評価方式の導入等

着工前施工計画会議の開催

- 全ての工事において、着工前に発注者と受注者による「着工前施工計画会議」を開催し、当該工事の設計及び施工管理についての確認を図る。

「総合評価方式」は、価格だけで評価していた従来の落札方式と違い、品質を高めるための新しい技術やノウハウといった価格以外の要素を含めて評価する、新しい落札方法のことです。



入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、価格と品質を数値化した「評価値」の最も高いものを落札者として、予定価格の範囲内で価格と品質が総合的に優れた施工業者を選定するというものです。新しい施工方法や工夫をすることなどの技術提案、同種工事の施工経験や工事実績等が評価の対象となります。

「品質」とは、工事目的物の品質はもとより、工事の効率性、安全性、環境への配慮等の工事実施段階における特性、つまり工事そのものの質も含まれます。

総合評価方式による発注件数

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
総合評価方式	82	97	55	123	693